

北九州市中小企業融資制度実施要領

この要領は、北九州市中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に基づき、北九州市中小企業融資制度（以下「本制度」という。）の実施の細目とその事務処理（別に定めるものを除く。）について、必要な事項を定める。

第1編 総 則

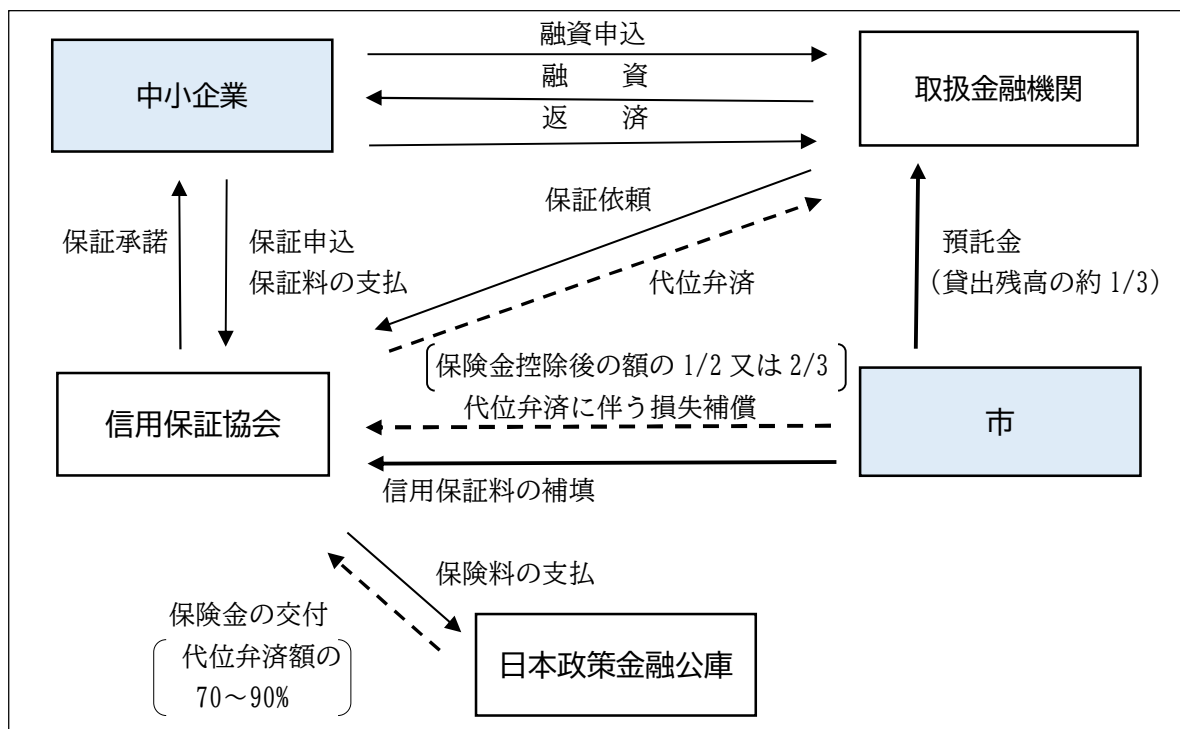
1 北九州市中小企業融資制度

（1）制度概要

本制度は、市で定めた資格要件を満たす中小企業者に対し、福岡県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証付きで長期固定、低利の事業資金の融資を行い、中小企業の振興と経営の安定に寄与することを目的とする。

本制度は、市、保証協会及び指定金融機関（以下「金融機関」という。）、北九州商工会議所の連携のもとで運営し、保証協会が融資を保証することにより中小企業者の信用を補完し、市が金融機関に融資原資の一部を預託することにより金融機関が市の定める条件で中小企業者に融資を行う。

【図1】融資制度スキーム



注) ----- は中小企業者が返済不能になった場合

(2) 市の役割

ア 預託金の預入れ^{※1}

市が金融機関に預託金を預け入れることにより、通常の金融機関融資に比べて長期固定で低利の融資を実現する。

イ 信用保証料の補填

中小企業が保証協会に支払う信用保証料の一部を、市が補填することにより、借入時の中小企業の負担を軽減する。

ウ 損失補償^{※2}

利用者が倒産などで金融機関に対し返済ができなくなった場合、保証協会が代位弁済した一部を、市が保証協会に損失補償を行う。

※1 預託金

予測した当該年度末の貸出残高の約 1/3 相当額を、融資の原資の一部として、金融機関に預託する。

※2 損失補償

- ・ 保証協会が融資額を保証し(80%又は100%)、利用者が倒産等で金融機関に返済ができなくなった場合、保証協会が金融機関に対し、返済不能額を代位弁済する。
- ・ 保証協会は、代位弁済額の70%(一部制度は80%又は90%)を日本政策金融公庫の保険金で補い、残りの1/2又は2/3を、市が保証協会に損失補償する。

2 指定金融機関（要綱第2条関係）

要綱第2条第5号に規定する金融機関及び融資取扱店は次表のとおりとする。

金融機関	融資取扱店
株式会社みずほ銀行 株式会社福岡銀行 株式会社西日本シティ銀行 株式会社北九州銀行 株式会社筑邦銀行 株式会社佐賀銀行 株式会社十八親和銀行 株式会社大分銀行 株式会社福岡中央銀行 株式会社西京銀行 株式会社豊和銀行 福岡ひびき信用金庫 遠賀信用金庫 株式会社商工組合中央金庫	原則として、 福岡県信用保証協会北九州支所の担当地区 ^{※1} 並びに 北九州市に隣接する市町村 ^{※2} の本店及び支店 ※1 北九州市、行橋市、豊前市、中間市、 遠賀郡、京都郡、築上郡 ※2 直方市、鞍手町、福智町、香春町、 山口県下関市

3 預 託（要綱第3条関係）

市長は、金融機関及び保証協会に預託する場合、預託金額は10万円単位とする。

4 融資期間の特例（要綱第6条の2関係）

（1）条件

融資期間の特例を受ける者は、北九州市中小企業融資利用者であり、かつ返済計画の見直しにより、経営の健全性が保たれる者とする。

（2）事務取扱

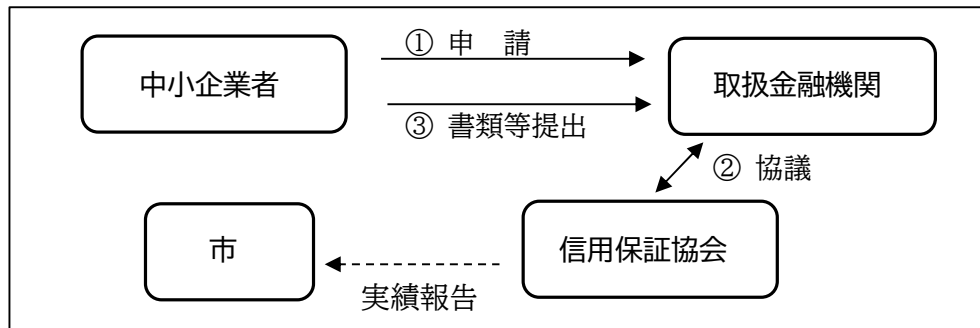
融資期間の特例を受ける者は、金融機関及び保証協会の上の承認を得る必要がある。

（3）期間の延長

延長することができる融資期間（据置期間を含む。）は、当初融資日から当該融資年度の要綱に定める融資期間に3年を加えた期間を限度とする。

ただし、金融機関及び保証協会が3年を超える融資期間（据置期間を含む。）の延長が不可欠であると判断し、市長が認めた場合は、この限りでない。

【融資期間の延長手続について】



- ① 融資条件の変更について、金融機関に申請する。
- ② 金融機関が保証協会と協議を行う。
- ③ 借入者は金融機関に必要書類を提出する。

金融機関及び保証協会が3年を超える融資期間（据置期間を含む。）の延長が不可欠であると判断し市長が認めた場合は、さらに融資期間の延長も可能であるが、この場合は納税証明書（中小企業融資用）の提出が必要となる。

5 融資手続等（要綱第8条関係）

（1）申込者の提出書類

融資を受けようとする者は、次に掲げる書類を受付機関に提出するものとする。

- ア 借入申込書〔信用保証協会全国統一申込書式〕
- イ 市税の納税証明書（中小企業融資用・「市税の滞納がないこと」の証明）
- ウ 決算書（法人事業者）又は確定申告書（個人事業者） 直近2期分
- エ 履歴事項全部証明書（法人事業者）
- オ 許認可証の写し（許認可を必要とする業種）
- カ 設備のカタログ・見積書（設備資金）
- キ 印鑑証明書
- ク 個人情報の取扱いに関する同意書
- ケ 融資対象者認定書（認定申請が必要な資金）
- コ 保証協会所定の書類
- サ その他必要書類

※融資制度の種類毎に別途必要とされる書類については、第2編各則を参照。

上記提出書類の詳細は、下記のとおり。

ア 借入申込書〔信用保証協会全国統一申込書式〕

保証協会の共通様式である「借入申込書〔信用保証協会全国統一申込書式〕」を使用する。

イ 市税の納税証明書（一部例外あり）

「中小企業融資用」の納税証明書で、「市税に滞納がない」ことの証明書（本市では一枚の証明書で発行できるが、自治体によってはそれぞれ別の証明書となる場合がある。）

（ア）発行窓口

本市においては、下記の各市税事務所にて発行する。（交付手数料：600円）

区	担当窓口		電話番号	所在地
門司区	東部市税事務所	門司税務課	093-331-9811	門司区清滝一丁目1番1号
小倉北区		市民税課	093-582-3364	小倉北区大手町1番1号
小倉南区		小倉南税務課	093-951-0043	小倉南区若園五丁目1番2号
若松区	西部市税事務所	若松税務課	093-761-4182	若松区浜町一丁目1番1号
八幡東区		八幡東税務課	093-681-5851	八幡東区中央一丁目1番1号
八幡西区		市民税課	093-642-1452	八幡西区黒崎三丁目15番3号コムシティ4階
戸畑区		戸畑税務課	093-871-0571	戸畑区千防一丁目1番1号

(イ) 納税証明書の有効期限

原則として、発行日から融資の申込日までの約1か月以内のもの。

ただし、納税証明書の発行日と融資申込日の間に、

・個人事業主の場合 市県民税の第1期納期（6月末日）

・法人の場合 決算2か月後の法人市民税の納期

を経過した場合は、納期日以降に発行した納税証明書が必要となる。

(ウ) 納税証明書が発行できない場合

法人を設立し、財政・変革局課税第一課法人諸税係（市役所本庁舎6階）に「法人等の設立、事務所・事業所の設置申告書」を提出されていない場合や、個人事業者で市内に住民票を置かれていない者で均等割（店舗課税）をかけられていない場合等、納税証明書が発行できないケースがある。

ウ 決算書又は確定申告書

【法人事業者】直近2期分の決算書が必要。なお、決算後6か月以上を経過している場合は、直近の試算表を含む

【個人事業者】直近2期分の確定申告書全ページの写しが必要。

（ 法人・個人で業歴1年未満の者は、必要に応じて月別の営業実績表の提出を求めること。
上記以外にも、金融機関や保証協会が融資の申込み時に必要と判断する資料について、追加で提出を求めることが可能であるが、追加資料を求める場合は必要な理由等を申込人に説明をした上で提出を求めること。 ）

エ 履歴事項全部証明書（法人事業者）

法人事業者の場合、申込日の3か月以内に発行されたもの。

オ 許認可証の写し（許認可等を必要とする業種）

許可・登録・届出・免許などが必要な業種である場合、許認可証の写し【必須】。

カ 設備のカタログ及び見積書（設備資金）

設備資金の場合、当該設備に関するカタログ（建物の場合、平面図を含む）や見積書、図面等。

キ 印鑑証明書

申込日の3か月以内に発行されたもの。

ク 個人情報の取扱いに関する同意書

初回の保証申込みの場合（令和3年4月以降～）。

ケ 融資対象者認定書（認定申請を必要とする資金）

認定申請が必要な資金の場合、市が発行する認定書

（有効期限は発行日から原則3か月以内。ただし、セーフティネット保証や危機関連保証の認定書は認定を受けた日から30日以内に信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要。）

コ 保証協会所定の書類

保証協会の審査に必要な書類は、適宜協会より書式を入手のうえ提出すること。

サ その他必要書類

上記の他、金融機関や保証協会の審査において必要な書類については、適宜申込者より徴求すること。

【注意：借入申込書記入時の留意点】

必要事項の記入漏れがあった場合、金融機関や保証協会の受付事務が滞り、審査が遅れることがある。迅速な融資決定の為、次の事項は特に記入もれがないようにすること。

- 申 込 日 「申込日」を信用保証委託申込書、保証人等明細、申込人（企業）概要に記入
- 申 込 人 「商号・氏名（フリガナ）」「生年月日」「住所」を記入
- 申込内容 「金融機関名（支店名）」「金額」「資金使途」「調達方法」「必要理由」を記入
- 業 況 等 「最近12か月の売上」を記入

（2）申込受付期間

融資の申込受付は、別に定めるものを除き常時行うものとする。

（3）申込受付機関

融資の申込受付は、北九州商工会議所（以下「商工会議所」という。）又は金融機関にて行うこととし、融資制度毎に受付可能な機関は次のとおりとする。

制度名称		商工会議所	金融機関
一般事業資金 (7条1項1号)	長期事業資金	○	○
	短期運転資金		
小規模企業者支援資金 (7条1項2号)			
開業支援資金 (7条1項9号)			
事業承継資金 (7条1項10号)			
連鎖倒産防止資金 (7条1項3号)		—	
景気対応資金 (7条1項4号)		—	
経営力強化サポート資金 (7条1項5号)		—	
新事業開拓支援資金 (7条1項6号)		—	
地域みらい促進資金 (7条1項7号)		—	
災害復旧資金 (7条1項8号)		—	

（４）融資対象者の認定（申込前に市の認定を要する場合）

融資申込前に市の認定を要する資金の利用にあたっては、市中小企業振興課へ当該資金に係る認定申請書及び必要書類を添えて、認定申請を行うものとする。

認定申請書の提出があった場合、市はすみやかに調査及び書類審査を行い、融資対象者と認定した者に対し、認定書を交付するものとする。

（５）書類審査及び送付

商工会議所又は金融機関は、融資の申込みがあったときは、すみやかに書類審査を行い、必要書類の完備を確認のうえ次に掲げる事務を行うものとする。

ア 商工会議所・・・関係書類を金融機関へ送付し、審査依頼を行う。

イ 金融機関・・・関係書類を保証協会へ送付し、保証依頼を行う。

（６）金融機関及び保証協会

関係書類の事務処理

金融機関は、申込書その他関係書類等（商工会議所が受付けのうえ金融機関へ送付したものを含む）により審査を行い、審査結果に基づいて保証協会に保証依頼を行う。

保証協会は、金融機関から保証申込みのあったものについて、すみやかに調査及び審査を行い、保証を承諾する場合は、信用保証書を当該金融機関に送付する。金融機関は、保証審査結果等に基づき所定の事務を処理する。

6 融資対象者の共通要件（要綱第9条関係）

（１）中小企業者であること

本制度を利用できる者は、「中小企業者」であることを要する。

「中小企業者」とは、法第2条第1項に規定する中小企業者（※）で、次の資本金又は従業員数のいずれかに該当する会社及び個人をいう。

業 種	資本金	従業員数
製造・建設・運輸業・不動産業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業		50人以下

また、中小企業信用保険法施行令で次の業種が政令特例業種として規定されている。

業 種	資本金	従業員数
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

（※）NPO法人は、「小規模企業者支援資金」「開業支援資金」を利用できない。

（２）北九州市内に事務所又は事業所を有していること

本制度を利用できる者は、北九州市内に事務所又は事業所を有することを要する。

「事務所又は事業所」とは、「北九州市内において、事業用物件を所有又は賃借し、電話・帳簿等を備え、事業主や従業員の勤務実態がある等、事業活動を行っている場所」をいう。

個人事業者と法人事業者の差異が生じる取扱いは、次の表のとおり。

区分	法 人			個 人			
	登記簿上の本店所在地			住民登録上の住所地			
	市内	市外		市内		市外	
申込の可否	可 (○)	市内に支店有	市内に支店無	事業所が市内に有	事業所が市内に無	事業所が市内に有	事業所が市内に無
		条件付可 ※1 (△)	否 (×)	可 (○)	否 (×)	条件付可 ※2 (△)	否 (×)

注) 条件付可について

※1 市内の支店について、法人の市税納税証明書（中小企業融資用）が発行可能な場合に限り、申込みができる。

※2 市内での事業実態があつて、市税の納税証明書（中小企業融資用）が発行可能な者に限り申込みができる。ただし、資金によっては、6か月又は1年の市内における事業歴が必要。

注) 開業支援資金については、市外に住所地があつても、開業までに市内に転居すれば申込みことができる場合がある。

(3) 現に事業を営んでいること

本制度は、原則として、現に事業を営んでいる^{※1}中小企業者等が申し込むことができる。

ただし、「経営力強化サポート資金」は継続して同一事業^{※2}を6カ月以上営んでいること、「新事業開拓支援資金」は継続して同一事業を1年以上営んでいることを要する。

また、「開業支援資金」は、新たに事業を開始しようとする事業者も対象となる。
(各資金の詳細は、各則を参照)

※1「現に事業を営んでいる」とは

事業を営んでいること（客観的に事業に着手していること（例：法人の設立、機械設備等の発注、店舗権利金の支払い、商品仕入れ実施等））で申込が可能である。

※2「同一事業」とは

保証対象業種一覧の小分類（日本標準産業分類表を基本としている）の範囲内において類似した業種をいう。

【事業歴の起算について】

事業の起算は、商取引（売上の計上など）の開始を指す。

事業歴とは、商取引の開始後、継続して事業活動が続けている期間をいう。

また、許認可が必要な業種については、それを取得してかつ商取引を開始し、事業活動が続けている期間をいう。

【事業歴の通算について】

事業歴については、同一事業者が、同一の場所で、同一事業を営んでいる場合なら問題は生じない。次のような場合に、過去の事業歴と現在の事業歴とを通算し、カウントできる場合がある。

【経営形態の変更】

- a 個人から個人の事業継承で次の①から③のすべてを満たす場合
 - ① 事業継承者と被事業継承者とが、夫婦（内縁を除く）・親子・兄弟等3親等内であること
 - ② 事業継承者が被事業継承者の事業に6か月以上従事していた実績があること
 - ③ 事業継承者が被事業継承者の債権債務を引き継いでいること
- b 個人から法人に変更するもの（法人成り）で、次の①、②を満たす場合
 - ① 個人事業主が法人の代表権者に就任していること、又は新たに代表権者に就任したもの（事業継承者）が従前の個人事業主（被事業継承者）とa①の関係にあり、かつa②の要件を満たしていること
 - ② 個人事業の債権債務を法人で引き継いでいること
- c 法人から個人に変更するもので、次の①、②を満たす場合
 - ① 法人の代表権者が個人事業主になっていること、又は、新たな個人事業主（事業継承者）が従前の法人の代表権者（被事業継承者）とa①の関係にあり、かつa②の要件を満たしていること
 - ② 法人の債権債務を個人で引き継いでいること
- d 法人から法人の事業継承であって次のいずれかに該当する場合
 - ① 合併によるもの
 - ② 組織変更によるもの

③ 会社分割（新設分割を除く）によるもの

e 従前の法人格を消滅させ、新たに設立した法人に事業を移行させるものであって次のすべてを満たす場合

- ① 従前の法人の代表者が新たに設立した法人の代表権者に就任していること、又は新たに代表権者に就任した者（事業継承者）が従前の法人の代表権者（被事業継承者）とa①の関係にあり、かつa②の要件を満たしていること
- ② 従前の法人の債権債務を新たに設立した法人が引き継いでいること

【転入による変更】

市外転入者の場合、書類等（登記事項全部証明書・許認可証・税務署の開業届の写し等）で事業歴が確認できる場合は通算できる。

ただし、本制度の申込みにあつては、納税要件などの確認が必要である。

【不可抗力等により事業活動が休止している場合】

下記の事由など、不可抗力による事情で休業したものは「引き続き」とみなし、休業前の業歴と再開後の業歴を通算できる。

- 店舗・工場・作業場等の新築、増改築並びに移転等のための休業
- 機械設備の新・増設のための休業
- 風水害・地震等天災地変による休業
- 都市計画等による区画整理、立退きによる休業
- 事業主の病気等による休業
- その他不可抗力による休業

（４）市税を滞納していないこと

本制度を利用できる者は、市税を滞納していない者であることを要する。

「市税を滞納していない」とは、すべての北九州市税（市民税・固定資産税・軽自動車税等）を滞納していないことをいう。

納期限が到来している税額について「分割納付」や「証券受託」を行っていれば、必ずしも全額を納付している必要はない。（下表参照）

滞納の有無の確認は、市が発行する「中小企業融資用の納税証明書」で確認する。（原則として、滞納がある場合、納税証明書は発行されない。）

【納税証明書の税目欄の「市民税」表記について】

その他証明事項の記載	備 考
現在において市税に滞納はありません。	納期限が到来した、すべての市税について、証明書発行日現在、未納がない状態。
市税の未納額については、納税の猶予または分割納付履行中です。	未納額について、法令等に基づく納税の猶予または分割による納付を行う旨の誓約を本市と交わしている状態。
市税の未納額については証券受託しています。	未納額について、有価証券（約束手形、先日付小切手など）による納付又は納入の委託を受けている状態。

その他証明事項に上記記載があれば、申込みが可能。

(5) 保証協会の信用保証の対象業種であること

本制度を利用できる者は、保証協会が保証対象業種と定めているもので、中小企業信用保険法及び同施行令で定められている業種であることを要する。

【非保証対象業種について】

「農業」「林業」「漁業」「金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）」その他サービス業の一部（政治・経済・文化団体、宗教法人等）は、保証対象外となっている。

【風俗営業の取扱いについて】

令和2年5月15日から、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第5号に規定する風俗営業が信用保証の対象になった。（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものを除く）
ただし、性風俗関連特殊営業については、引き続き保証対象外となる。

(6) 許認可を受けていること

許認可が必要な業種については、融資申込時に許認可を得ていることの証明の写しが必要であり、保証協会の申込受付日現在で許認可が有効であることを要する。

なお、許認可が必要な業種の事業歴については、許認可を取得し、かつ商取引（売上の計上）が開始してからのカウントとなる。

生活衛生関連の許認可書（例：保健所の発行する飲食店の営業許可書等）は、申込人と許可書の名義人が異なっていたとしても、許可書の名義人が申込人と3親等以内であれば融資申込みができる。

また、生活衛生関連以外の業種であっても、許可書の名義人が3親等以内であれば、所定の宣誓書を提出することで融資申込みできる場合がある。

【取扱いに注意を要する業種一覧】

建設業	建設業を営もうとする者は、軽微な建設工事を請け負う場合を除き、建設業法第3条の規定に基づき、建設業の許可を受けなければならない。 なお、許可行政庁は都道府県知事で、2以上の都道府県の区域に営業所を設ける場合は国土交通大臣となる。有効期限は5年。 注）軽微な建設工事とは、次のいずれかをいう。 ○建築一式工事で工事1件の請負代金額が1,500万円未満又は延べ面積が150平米未満の木造住宅の工事 ○建築一式工事以外の建設工事で工事1件の請負代金額が500万円未満
	建設業で電気工事業を営む場合は、上記建設業法に基づく許可のほかに電気工事業法第3条に基づき、電気工事業者としての登録が必要となる。 なお、登録行政庁は都道府県で、2以上の都道府県の区域に営業所を設ける場合は経済産業大臣となる。有効期限は5年。

運輸業	一般・特定旅客自動車運送業は道路運送法に基づき、また一般・特定貨物自動車運送業は貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣の許可が必要となる。 また、貨物軽運送業は貨物自動車運送事業法に基づき国土交通大臣への届出が必要。
風営法関連業種	風営法第2条中 ○「遊興飲食店」のうち、「公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるもの」は対象外です。

(7) その他融資要件

保証協会の信用保証を付す必要のある融資であって、次の状態にある中小企業者は、保証協会の規定により申し込むことができない。

- 電子交換所又は電子債権記録機関の取引停止処分を受け2年を経過していない者
- 手形・小切手について、第一回目の不渡り又は電子記録債権が支払不能となって6か月を経過していない者（6か月を経過しても不渡手形又は支払不能となった電子記録債権の買戻しをしていない場合を含みます）
- 保証協会の代位弁済先で保証協会に求償債務が残っている者
- 保証協会の代位弁済先で保証協会に求償債務が残っている者の関係人
- 保証協会の保証付融資について延滞等の債務不履行がある者及びその保証人
- 休眠会社及び休眠組合
- 会社更生等法的整理申立中の者、又は再生手続中（申立中を含む）若しくは内整理等私的整理手続中の者
- 金融斡旋屋等の第三者又は暴力団関係者が介在する場合
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者に該当する場合
- 前回保証資金が合理的理由なく使途目的に反して流用されていた場合
- 法人の商号、本社、業種、代表者が頻繁に変更している等事業実態の把握が困難な場合
- 提出書類に虚偽の記載がある場合
- 許認可等を必要とする事業で、許認可等を取得していない場合
- 保証（融資）制度要綱上の要件を満たさない場合
- 業態・事業内容が性風俗関連、非合法関連、賭博性、投機性の高いもの、反社会的な場合
- 反社会的勢力と保証協会が判断した場合
- その他公序良俗に反する等の場合

(8) 国 籍

外国人（外国人が代表者として経営し、日本法に基づき設立された法人並びにその法人又は外国人で組織する組合を含む。）は、出入国管理および難民認定法及び出入国管理および難民認定法施行規則により、事業経営者が次表の在留資格を有し、本邦において継続して滞在し、かつ北九州市内で事業を営む者（これから営む者も含む）を対象とする。

【保証対象となる在留資格（※）】

	在留資格	在留期間
1	永住者、特別永住者	無期限
	日本人の配偶者等、永住者の配偶者等	5年、3年、1年又は6か月
	定住者	5年以内
2	経営・管理	5年、3年、1年、6か月、4か月又は3か月
	法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、技能	5年、3年、1年又は3か月
	興行	3年、1年、6か月、3か月又は15日

（※）対象資格の確認は、住民票、在留カードの写しもしくは特別永住者証明書の写しにより、原則として保証の申込みの都度行うものとするが、保証協会の保証実績のある者は、これを省略することができる。

なお、在留資格には、日本国内において行うことのできる活動に制限があるものもある。保証対象は、保有在留資格に基づき日本国内において事業を営むことができる者に限る。

（9）貸付条件

原則として証書貸付形式となる。ただし、金融機関や保証協会が認めた場合は、手形貸付等も含めて形式は問わない。

（10）融資利率

責任共有制度の対象となる制度で、同制度の対象外となる要件を満たした場合は、原則として記載の融資利率から0.1パーセント割り引いた融資利率を適用する。

【責任共有制度の対象外となる要件】

- ① 小規模企業者向けの小口零細企業保証
- ② 特別小口保険に係る保証
- ③ セーフティネット保証（1号～4号または6号）
- ④ 国が指定した激甚災害を受けた中小企業者を対象とした災害関係保険に係る保証
- ⑤ 創業関連保険に係る保証
- ⑥ 事業再生保険に係る保証
- ⑦ 再生支援を目的とした求償権消滅保証
- ⑧ 破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証）
- ⑨ 東日本大震災復興緊急保証
- ⑩ 事業再生計画実施関連保証（責任共有対象外保証の同額以内の借換えに限る）
- ⑪ 危機関連保証

（11）担 保

担保は、必要に応じて徴求し、原則として福岡県下及び福岡県に隣接する市町村の物件とする。また、農地・山林・原野等で管理や処分の困難なものは、担保物件として認

められない場合がある。

担保として扱うものとして、次のものがある。

〔 不動産等（土地・建物・船舶）、有価証券（株式・国債・地方債・社債・投資信託）、商業手形、入居保証金、工事代金等の売上債権等 〕

【担保の設定方法】

担保権設定の方法には、金融機関が担保権者となりそれを保証条件に付す場合と、保証協会が直接担保権者となる場合がある。

(12) 保証人

保証人は、法人は必要に応じて代表者を連帯保証人とし、個人事業主は不要とする。

※「事業承継資金の一部（一定の財務要件等を満たす法人は、保証人不要）」を除く。

※金融機関・保証協会との協議により、一定の要件に該当する場合は、保証人（法人の代表者）が不要となる場合がある。

※特別な事情がある場合は、法人代表者以外の連帯保証人を徴することがある。

【事業者選択型経営者保証非提供制度について】

法人の代表者が連帯保証人となることを求められた場合において、事業者選択型経営者保証非提供制度（中小企業庁制定令和6年1月18日付け中庁第15号）に基づき、保証料の率に一定の料率（0.25%又は0.45%）を上乗せした信用保証料率を支払うときは、保証人を徴求しない。

(13) 返済方法

返済方法は一括償還または分割償還となる。借入者の希望や事情などを考慮して、借入者の利益に資することや申込む資金の目的や趣旨に沿う形で、返済方法を設定できる。

事例1 一括償還する場合。

〔→原則として据置期間内の一括償還であれば取扱い可能。融資期間の最終償還日での一括償還は、運転資金の場合のみ、取扱い可能とする。〕

事例2 融資期間内での借入金残高の一部や全部を繰上償還する場合。

【具体的ケース（例）】

○事業好調なことから当初計画が前倒しで進捗し、設備投資などに係る回収が進んだことから、債務の軽減を図る場合。

○融資期間中に新たな追加運転資金が必要となり、融資残高が当初借入額の半分程度になったことから、当初借入額と同額の借入を行い、借入金の半分を現在融資残高の償還に当てる場合。

〔→取扱い可能とする。〕

事例3 償還額を段階的に上げていくなど、不均等償還を希望する場合。

【具体的ケース（例）】

○大規模な設備投資を行い、操業のペースを見ながら徐々に償還額を増額し、返済を進めていきたい場合。

〔→取扱い可能とする。ただし、金融機関、保証協会の承諾が必要。〕

7 融資制度の個別要件（要綱第10条関係）

（1）目 的

資金の目的は、融資制度ごとに設ける。

（2）融資対象者

本制度の利用者は、原則として要綱第9条の共通要件をすべて満たすことを要するが、共通要件と要綱別表の規定が重なる場合、後者の規定が優先して適用される。

（3）資金の使途

資金の使途は、融資制度ごとに設け、中小企業者がその事業遂行のために必要な事業資金に限る。

具体的には、設備の新設・増築・改良・補修等に必要な「設備資金」や原材料の購入・労賃その他の経費の支払い等にあてるための「運転資金」等である。

【融資対象とならない資金使途】

- 生活資金・住宅資金（店舗兼住宅の住宅部分の建築費用など）・投機資金など、事業に直接関係のない資金
- 一部でも非保証対象業種に使用する資金
- 法人を設立する際の資本金や自社の増資のための資金
- 転貸資金（取引先、子会社等に対して貸し付けるための資金）
- 旧債務振替資金（保証協会の保証が付されていない既存の借入金の返済に充てるための資金）

【留意事項】

- ・旧債務の振替資金は、申込者の経営安定に資すると判断できると保証協会が認めた場合または一部の融資制度において、資金使途として認められる場合がある。
- ・設備資金については、市内において設置するものに限る。
- ・運転資金については、市内の本店又は支店を運営するために必要な資金に限る。

（4）融資限度額

融資限度額は、融資制度ごとに設ける。融資限度額の範囲内であれば、1企業が何度でも申込むことができ、1制度中に複数本の融資を受けることもできる。

また、1企業が複数制度に複数の融資を申込むことも可能である。

ただし、複数の融資があり、これらの融資が保証協会を付している融資である場合、原則として保証協会の保証限度額である2億8千万円が保証の限度額となる。

事例1

一般事業資金（長期事業資金：限度額1億2千万円）の既存融資残高が3千万円である場合、新たに同資金で1億2千万円を申し込み、3千万円を返済する取扱い

→ 既存借入の返済後の借入残高は1億2千万円で、融資限度額の範囲内であることから申込みは可能。

事例2

長期事業資金1億2千万円、景気対応資金1億円、新事業開拓支援資金1億円を同時に申し込む場合の取扱い

→それぞれの資金が設定する融資限度額の範囲内のため、申込みは可能。
ただし3融資の合計が3億2千万円で、保証限度額2億8千万円を超えているので、審査により、融資の実行額が減額される場合がある。

事例3 長期事業資金1億2千万円と景気対応資金2千万円を同時に申し込む場合の取扱い

→申込みは可能。

事例4 小規模企業者支援資金を申し込む場合の取扱い

→すべての保証協会付融資の合計残高が2千万円を超える場合は申込みできない。
保証協会付融資の合計残高が2千万円以下の場合は、2千万円から、保証協会付融資残高を差し引いた額が融資限度額となる。

(5) 融資期間と据置期間

融資期間及び据置期間は、融資制度ごとに設ける。期間は上限期間で、定められた期間の範囲内で申し込むことができる。

また、設備資金と運転資金を同時に申し込む場合は、融資額に占める資金使途の割合が多い資金の返済期間を適用する。設備資金と運転資金が同額の場合は、設備資金の返済期間を適用する。

【据置期間について】

元金の据置をいい、借入利息はその月々の残高に応じて徴求される。例えば、融資期間5年（60回）で借入し、融資期間のうち6か月を据置で申込んだ場合は、借入利息は据置期間中にも当然に生じ、元金の支払いが54回払となる。

なお、当初の約定締結時に設定した据置以外に、元金返済を据置する等返済方法を変更する場合は、「条件変更」として取り扱う。この場合に元金返済を据置する期間は、市が定める上限期間によらず、金融機関及び保証協会の協議により期間を設定することができる。